

議会運営委員会会議録

平成20年10月20日(月)

(開会) 9:30

(閉会) 10:00

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

平成20年第4回臨時会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○ 総務課長

お配りしております議案概要で、説明させていただきます。議案第89号、第90号の2件の契約の締結につきましては、鯉田工業団地の造成工事の請負契約で、先の定例会に提案いたしました1工区、2工区に係る議案と同一内容のもので、工事請負人、請負契約額は、それぞれ第89号が森本・修成・山常 特定建設工事共同企業体、4億3,101万8,700円、第90号があおみ・坡平・清水 特定建設工事共同企業体、3億3,361万200円でございます。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。臨時議会招集ということなんですが、議員には10月14日付の招集状が届いております。一般に告示は、いつ行われたのかお尋ねします。

○ 総務課長

告示につきましては、10月の14日の午後6時頃に行っております。

○ 川上委員

14日の午後6時頃ですね、真っ暗なんです。市役所の掲示板に告示したんですね。一般に、議員であろうが市民であろうが、その時刻にその掲示板を見て、告示がなされたということがわかりますか、その時刻に、どうお考えですか。

○ 総務課長

告示につきましては、確かに6時頃から夜半にかけて、市内9ヶ所の掲示板の方に告示をするように努めたところでございます。暗くて見えないというご批判はあろうかと思いますが、一応告示行為等に関しましては適法であるというふうに考えております。

○ 川上委員

適法であれば、暗闇の中で告示をすることも、今後もあるというお考えですか。

○ 総務課長

臨時会に関しましては、こういうことが有り得るというふうに考えております。

○ 川上委員

こういう暗闇告示は、謹んでもらいたいと思うわけです。それで、地方自治法101条に議会招集について規定がありますね。招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならないと書いてますね。14日の夜午後6時頃告示ということになりますと、6日前になるんですよ。地方自治法との関係では、どういうふうにあなた方は整理してるんですか。

○ 総務課長

地方自治法第101条第1項には、市議会が市長が招集すると規定されており、同条第5項

には招集は開会の日前7日までに告示しなければならないと規定されておりますが、ただし書きとして緊急を要する場合はこの限りではないとされております。従いまして、地方自治法には違反しないというふうに考えております。

○ 川上委員

地方自治法にはね、こう書いてあるんですよ。ただし、急施を要する場合にはこの限りでないと、緊急という言葉はないですね、自治法には、ありますか。

○ 総務課長

地方自治法101条の第5項には、招集は開会の日前都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでないというふうに定めておりますので、緊急を要する場合という文言はここにはございます。

○ 川上委員

あなたの地方自治法には、緊急と書いてあるんですか。

○ 総務課長

平成18年に法の改正が行われております。

○ 川上委員

そちらが持っているのには、緊急と書いてあるんですね。私の手元のものは古いのかな、急施となってるわけです。まあ意味は同じでしょう。それで、このあなたが緊急を要する場合という判断をなされておるわけだけでも、どうしてこの議案が緊急性をもつと信じているんですか、お尋ねします。

○ 総務課長

緊急を要するか否かの認定は、議案の性質のみにより一般的に定めることは出来ないと言われておるところでございます。各場合の事情を斟酌して判定すべきものと考えられております。昭和32年の判例によりますと、それが議会の運営に著しく妥当を欠くと認められない限り、招集権者である市長の裁量にまかされていると解されているところがございます。

○ 川上委員

ですから、市長はというふうに緊急性を考えたのかということを知りたいわけですね。私の質問はそこです。ただ、今言われましたけど、議案そのものについてのみ考慮するのではなくって、各場合について考慮するんだというふうに言われましたね。ということは、今の答弁は、この議案そのものについては緊急性はないと、しかし、その他の事情があつて急ぐんだということと言われたように解することが出来るんだけど、そのへんはどうですか。

○ 総務課長

ただ今ご答弁申しましたとおり、議案の性質ということでございますので、議案の性質あるいはそれを取巻く状況、全てを含むものというふうに認識しております。

○ 川上委員

先ほどは、そう答弁されなかった。議案の性質ばかりでなくと言われたんだから、そういう意味では今回のものは緊急性がないということから自ら認められたかと思ったわけです。それは置くとして、緊急性をどこで判断したのかを先ほどからお尋ねしておるんですよ。これは、市長が決断されたんだから、市長にお尋ねします。

○ 副市長

今回、再提案をした理由かと思えますけど、先の議会でもいろいろご審議頂きましたが、執行部の説明のつたなさ等もあったかとは思いますが、ご理解が得られなかったということで、執行部といたしましては、その後どういふふうにするかということでいろいろ検討もさせて頂きました。その結果、今の飯塚市が置かれておる現状を考えた場合、企業誘致は今後も進めるべきであるというふうなことで、そのためにはやはり工業団地を一日も早く造成して、企業

誘致を受け入れる体制を整えるべきではなかろうかということで、今回鯉田の方に工業団地の造成をお願いしておりますけど、それについては一日も早く結論を出して、企業誘致に全力を尽くしたいというような強い思いがありましてから、今回再提案をさせていただいております。そのために、例えば12月議会、あるいはそれ以降ということになれば、時期的に非常に遅れるところがございますので、そういう意味で今回緊急的に臨時議会までお願いして提案をさせていただいたというようなかっこうでございます。

○ 川上委員

今の副市長の答弁は、9月議会における市議会の判断を全く省みないと、あなた方がどう判断をしようと我々はここに工業団地造るんだということでしかなかったですね。議会が、賛成討論もありましたけど、反対討論もあったでしょう。こういった点で問題だと言っているのに、一言も言われなんでしょう。工業団地を造ること、そのことについてはいろんな意見もあるでしょう。しかし、具体的に鯉田3坑のボタ山跡地、炭鉱跡地、ここにこういう地盤、軟弱とかね、浅所陥没の危険性があるだとか、そういうところに造る事がどうなのかと、また入札のやり方がどうなのかというのが議会の指摘でしたでしょう。そういうことを、今の答弁からは考慮した後がないですよ。それで、内容はいいんだけど、これ以上は踏み込みませんですけども、臨時議会招集についてですよ。あなた方は、10月10日に記者会見をして、その場で10月20日に臨時議会をすると、同一議案を出すと言われたんですね。10月の10日ですね。市長、その時あなたは、いつ招集するということを言わなかったんですか、お尋ねします。

○ 総務部長

質問者言われますとおり、10月10日に記者さんたちに20日の臨時議会というふうなことでお話をさせていただきました。これにつきましては、20日に臨時議会を開いて、先ほど副市長が申しましたように、一日でも早く工業団地、この完成を目指したいという思いで、20日の臨時議会にむけて準備を進めるということでお話をさせていただいたわけでございます。

○ 川上委員

市長の記者会見だったんですか、この記者会見は。

○ 総務部長

市長の記者会見ということではなくて、臨時議会ということをお伝えさせていただいたということです。一応、市長のコメントについてはいただいております。

○ 川上委員

何ですか、この記者会見には市長はいなかったんですか。市長の記者会見ではないんですか。

○ 総務部長

記者会見ということではなくて、いろいろ記者さんたちの方から、どうなるのかというお話がございましたので、こういったかたちで段取りと言いますか、方向性ですか、これを決めておりますのでということのお話をさせていただいたということでございます。

○ 川上委員

自治法上、市長は招集権がありますよ。しかし、あなたには無いでしょう。なぜ市長がいないところで、あなた方が報道機関通じて事実上の議会招集をかけるんですか。圧倒的多数の議員は、翌日の新聞を見て臨時議会があるのかと思ったわけでしょう。市長は、総務部長の記者会見で、臨時議会招集が発表されることを、その時知っておったんですか。

○ 総務部長

市長は、ご存知でございます。招集と言いますか、私どもとしては、そういったかたちで事務を進めるということでのお話をさせていただいたと。あとは事務的なものもございまして、お話をさせていただいたわけでございますので、ご理解お願いいたします。

○ 川上委員

今まで数々私は議会軽視、市民軽視を齊藤市長はやってきたと思います。しかし、今度の招集に係る問題は重大問題だと思います。何の権限があつて総務部長が報道機関に20日の招集などを言うわけですか。一切権限ないでしょう。とんでもないですよ。市長に権限があるわけですから。あなたが、代行して報道機関に招集の話が出来る立場ではないでしょう。今後あなたも必要に応じて臨時議会招集を、議員が知らない間に、報道機関に話をしますか。

○ 総務部長

正式な事務については、それ以後きちつと行うということで、事前にお話をさせていただいたわけですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

私は、こういう議会制民主主義を犯すようなやり方は絶対に認められません。それで、緊急性の話に戻りますけど、この日齊藤市長は、総務部長が記者会見で臨時議会招集する旨を報道機関に言うことを分かっておったんでしょ。そしたら、何故この日に告示しなかったんですか。この日告示すれば、自治法が要求しておく7日前という規定をクリアしてるじゃないですか。各議員だって、日程調整もしやすかったでしょう、市民も傍聴の用意が出来るじゃないですか。それを14日の日が暮れるまで待って、何故告示するのか、何故10日告示しないのか、その日告示しておれば急施事件じゃなかったでしょう。あなた方が、14日の日が暮れるまで待ったがために6日前となって、あなたは緊急性だとか、ただし書き条項をここで言わざるをえない状況になってるわけでしょう。だから元々、この議案は緊急性はなかったんですよ。そういうことになるでしょう。それが、あなた方が11、12、13、14と4日間過ごすことによつて、ただし書き条項で出来ますとか、そういうことを言うことになるわけじゃないですか。だから、そもそもこの議案には緊急性がない。副市長が、熱意だとか何とか言われたけど、そういう熱意があるんだったら何故10日に告示しないんですか。法律どおりじゃないですか。答弁求めます、市長に答弁求めます。

○ 総務部長

方向性の決定をして、準備を進めたわけですので、10日に告示の準備までは進んでおりません。それで方向性の決定をいたし、準備を進めたところですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

大変議会、従つて市民を踏みつけにするやり方だと思いますよ。齊藤市長はこれが緊急性があると、いつ思ったんですか、10日の日に思ったんですか、それとも14日の日に思ったんですか。10日の日に緊急性があると思えば、その日に招集でしょう。職員に命令して、がんばれと言って10日に招集するんじゃないですか。だから10日、あなたは緊急性を感じていなかったんでしょ、10も11も12も13も、13過ぎてあと7日越えて、そして緊急性を持ったということになりますよ、この理屈をたてて言えばね、いつ緊急性を感じたんですか、お尋ねします。

○ 総務部長

一日でも早くという思いで、最終的に10日までに意思決定をやつたと、それから事務を進めていったということで、日程の関係で告示が遅れてくるものですから、方向性についてのお話をさせていただいたということですので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○ 川上委員

だから私はこの4日間というのは、灰色の4日間、何をしておったんですか。あなた方の副市長が言われた熱意だとか、緊急性だとか言うけど、その程度のことじゃないですか、あなた方の熱意とか緊急性というのは、日が暮れて告示するくらいの覚悟があるんだったら、10日

に告示をすればいいじゃないですか。11日だって告示して法律上悪くないわけでしょう。副市長、答弁したいことがあるなら、答弁してくださいよ。

○ 総務部長

先ほどから申ししておりますが、10日の日に方向性を決定してから、告示までの事務を急いでおります。急いだ中で、14日の日に告示が出来たということで、一日も早くという思いでその日の夜ですね、これも一日も早く告示ということで準備を進めたわけでございますので、事務的な問題でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

多分この灰色の4日間は、齊藤市政の汚点になりますよ。それで、今回の事案について、緊急性が議会で審査して認められない場合、どういうことになるのか考えたことがありますか。議会が、緊急性を認められないとなった場合に、どうなるか考えたことがありますか。

○ 総務部長

先ほど、総務課長もご答弁させていただきましたけども、長の招集については長の裁量権ということでございますので、そういった中でご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

議会が、このただし書きによる緊急性、緊急の場合はこの限りでないという緊急性をね、全然説明がないんだから、さっきから、議会が認めない場合はどういうことになるか考えたことがあるかと聞いているわけですよ。

○ 総務課長

先ほどもご答弁申し上げましたが、これにつきましては市長の裁量にまかされているというふうに解しております。

○ 川上委員

そんなことないでしょう。議会も認定するんですよ、この緊急性のあるなしについて、様々な実例でもそう書いているじゃないですか。それで議会が認定しない場合は、議会が緊急性がないと認定するときは、多分齊藤市長にはそういうことですから伝わっていないと思いますけど聞いていてください、議会が緊急性がないと認定する時は、当該事件を審議未了または継続審議とすることになるわけですね、選択肢としてはね。そうしたらどうなるかと、その時市長の権限はという権限があるかというわけですね、これに対して長は必要があれば専決処分をすることが出来るというふうになってるわけですね。大変なことですね。市長は、何度も専決処分を出してきたけれども、議会が認めないこともあったでしょう。あなた方は、何も分からないような答弁をするけれども、専決処分を最終的にすると、そういう心構えをもってこの同一議案を出したのではないんですか。大変失礼な話だと思うけど、議会に対してですよ、そこまで考えて出してるんじゃないですか、お尋ねします。

○ 副市長

そういう考え方は、全くありません。

○ 川上委員

最後に、もう一言だけいっておこうと思うんですけど、議会は緊急性がないと認定することがありうるわけです。だから、熱意熱意とか、一般的な緊急性がありますというだけでは、駄目なんですよ。どうして同一議案を出すことに緊急性があるのかを、説明する責任が市長にあるんじゃないですか、なぜ同一議案なのか、なぜ緊急性があるのかと、10日には緊急性がなかったけど、14日には緊急性が生じたと、この4日間の間にどういうことがあったかと、そのところを齊藤市長、ちょっと説明してください。最後の質問にします。もう部長とか副市長はいいです。齊藤市長、あなたが議案提出者だから。

○ 副市長

今、質問者が言われますような、何も大意があつてのことではございませんで、ただ事務的にそれでしか間に合わなかったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○ 江口委員

今の招集の告示並びに通知の発送等のに関して、私も一言申し上げておきます。皆様方は、事務がそれでしか間に合わなかったと申されますが、それをやること自体が議会に対しての、きちんとした、ある意味では作法というのかどうか分かりませんが、ある意味守らなければならないルールがあるんだと思っています。10日に記者発表をする、それならば10日の日に何をやってでも告示を間に合わせる、発送を間に合わせる、それがないと、ある意味逆に信頼を失うわけです。今、皆様方は、部長はご理解をお願いしますと言ったわけですね。要は、事務の遅れをご理解お願いしますんですよ。そうではなくて、先ずそのことについて、まずかった、それを謝られた後で、二度とないようにしますので、すいませんが今回はご理解をお願いいたしますべきだと思っております。川上委員が言うように、きちんと守っていれば、何もこれだけ言われることはないわけです。臨時議会をやる理由があるとも私も感じますが、その点についてはきちんと反省をしたうえでやっていただきたいと思います。そうでなければ、いらぬところで、ではそれだけの議案なんだよねという思いをされると思います。そのことを一言申し上げ、これ以降きちんとやっていただくことをお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案第89号及び90号以上2件は市民経済委員会に付託していただいております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

お手元に配付しております平成20年第4回 飯塚市議会臨時会会期日程(案)をご覧ください。まず、会期につきましては、10月20日・月曜日、本日の1日間を考慮しております。次に、会議予定でございますが、開会後に会期の決定、議案の提案理由説明、質疑、委員会付託の後に、一旦本会議を休憩していただき、市民経済委員会を開催していただきます。委員会終了後、本会議を再開し、市民経済委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただき、署名議員の指名、閉会としていただいております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。